

# 令和元年もとす広域連合議会

## 第2回定例会 会議録

令和元年10月10日（木） 開会

令和元年10月23日（水） 閉会

もとす広域連合

# 令和元年第2回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（10月10日）

|   |    |
|---|----|
| ○議事日程   | 1  |
| ○本日の会議に付した事件  | 1  |
| ○出席議員   | 2  |
| ○欠席議員   | 2  |
| ○説明のため出席した者   | 2  |
| ○職務のため出席した職員  | 2  |
| ○開会の宣告  | 3  |
| ○開議の宣告  | 3  |
| ○議事日程の報告  | 3  |
| ○議席の指定  | 3  |
| ○会議録署名議員の指名   | 3  |
| ○会期の決定  | 3  |
| ○諸般の報告  | 4  |
| ○常任委員会委員の所属変更   | 5  |
| ○常任委員会委員の選任   | 5  |
| ○承認第1号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第14号より議案第24号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託 | 6  |
| ○散会の宣告  | 19 |

### 第 2 号（10月23日）

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ○議事日程                                 | 21 |
| ○本日の会議に付した事件                          | 21 |
| ○出席議員                                 | 21 |
| ○欠席議員                                 | 22 |
| ○説明のため出席した者                           | 22 |
| ○職務のため出席した職員                          | 22 |
| ○開議の宣告                                | 23 |
| ○議事日程の報告                              | 23 |
| ○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決             | 23 |
| ○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決             | 25 |
| ○議案第16号より議案第17号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 26 |
| ○議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決             | 29 |
| ○議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決             | 30 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 32 |
| ○議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 33 |
| ○議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 35 |
| ○議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 36 |
| ○議案第24号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 37 |
| ○閉会の宣告                    | 38 |
| ○署名議員                     | 41 |

# 令和元年第2回もとす広域連合議会定例会 第1日

## 議事日程（第1号）

令和元年10月10日（木曜日）午前9時22分開会

- |       |              |   |
|-------|--------------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定        |   |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名   |   |
| 日程第 3 | 会期の決定        |   |
| 日程第 4 | 諸般の報告        |   |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の所属変更 |   |
| 日程第 6 | 常任委員会委員の選任   |   |
| 日程第 7 | 承認第 1号       | 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について）        |
| 日程第 8 | 議案第13号       | もとす広域連合監査委員の選任について                                    |
| 日程第 9 | 議案第14号       | もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について               |
| 日程第10 | 議案第15号       | もとす広域連合衛生施設整備基金条例について                                 |
| 日程第11 | 議案第16号       | もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第12 | 議案第17号       | もとす広域連合職員の給与に関する条例及びもとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第18号       | もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第14 | 議案第19号       | 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第15 | 議案第20号       | 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第16 | 議案第21号       | 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第17 | 議案第22号       | 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について                         |
| 日程第18 | 議案第23号       | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について                     |
| 日程第19 | 議案第24号       | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について                   |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 松野貴志  | 2番  | 今木啓一郎   |
| 3番  | 北倉利治  | 4番  | 広瀬武雄    |
| 5番  | 若園五朗  | 6番  | くまがいさちこ |
| 7番  | 松野藤四郎 | 8番  | 今枝和子    |
| 9番  | 寺町茂   | 10番 | 村瀬明義    |
| 11番 | 若原敏郎  | 12番 | 大西徳三郎   |
| 14番 | 鈴木浩之  | 15番 | 井野勝巳    |

欠席議員（1名）

13番 村木俊文

説明のため出席した者

|                |      |         |      |
|----------------|------|---------|------|
| 連合長            | 藤原勉  | 副連合長    | 戸部哲哉 |
| 副連合長           | 森和之  | 代表監査委員  | 折戸俊行 |
| 事務局長           | 伊藤巧  | 総務課長    | 青木竜治 |
| 介護保険課長         | 佐藤之則 | 会計管理者   | 宇野清隆 |
| 老人福祉施設<br>大和園長 | 神谷義幸 | 療育医療施設長 | 國井弘光 |
| 衛生施設長          | 弘岡敏  |         |      |

職務のため出席した職員

|     |      |    |       |
|-----|------|----|-------|
| 書記長 | 古澤秀樹 | 書記 | 棚橋美佳子 |
| 書記  | 安藤里恵 |    |       |

開会 午前 9時22分

◎開会の宣告

○議長（大西徳三郎君） ただいまの出席議員は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和元年第2回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎議席の指定

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

3番 北 倉 利 治 君

9番 寺 町 茂 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月3日の議会運営委員会におきまして、本日から10月23日までの14日間にはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から10月23日までの14日間とすることに決定いたしました。



### ◎ 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

3件報告いたします。

1件目は議員の異動について報告いたします。

本巣市議会選出の議員1名につきまして、平成31年3月29日付で岐阜県議会議員選挙に立候補したと同時に当広域連合議会議員を失職し、1名の欠員が生じました。これを受けて、令和元年6月4日の本巣市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、寺町茂君が選出されました。

次に、瑞穂市議会選出の議員1名につきまして、平成31年3月29日付で岐阜県議会議員選挙に立候補したと同時に当広域連合議会議員を失職し、1名の欠員が生じました。これを受けて、令和元年6月21日の瑞穂市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、若園五朗君が選出されました。

次に、令和元年9月26日、本巣市議会選出の当広域連合議会議員の2名から辞職願が提出され、同日許可いたしました。これを受けて、同日、本巣市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、今枝和子君、村瀬明義君の2名が選出されました。

次に、令和元年9月25日、北方町議会議員の任期満了に伴い、当広域連合議会議員に3名の欠員が生じました。これを受けて、令和元年9月30日の北方町議会臨時会におきまして選挙が行われ、村木俊文君、鈴木浩之君、井野勝巳君の3名が選出されました。

2件目は、閉会中における議会運営委員の異動について報告いたします。

議会運営委員であった瑞穂市選出の委員1名が失職したことに伴い、その後、後任として令和元年7月25日に若園五朗君を、本巣市選出委員1名が失職したことに伴い、その後任として9月26日に村瀬明義君を、北方町選出の議員2名の任期満了に伴い、その後任として9月30日に村木俊文君、井野勝巳君を、委員会条例第7条第4項のただし書きの規定により、それぞれ指名しましたので報告いたします。

3件目は、常任委員会委員の所属変更届の申し出について報告いたします。

令和元年9月26日、本巣市議会選出の若原敏郎君より、当広域連合議

会の総務介護常任委員会から老人福祉常任委員会へと委員会の所属を変更されるよう申し出がありましたので報告いたします。

なお、常任委員会委員の所属変更について及び議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、このあと議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。



#### ◎常任委員会委員の所属変更

- 議長（大西徳三郎君） 日程第5、常任委員会委員の所属変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、若原敏郎君の退場を求めます。

〔11番（若原敏郎君）退場〕

- 議長（大西徳三郎君） 総務介護常任委員会委員の若原敏郎君から、老人福祉常任委員会委員に常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

若原敏郎君からの申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、若原敏郎君の常任委員会の所属を老人福祉常任委員会へ変更することに決定いたしました。

若原敏郎君の入場を命じます。

〔11番（若原敏郎君）入場〕



#### ◎常任委員会委員の選任

- 議長（大西徳三郎君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿配付〕

- 議長（大西徳三郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） ご異議ないと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会を開催し、総務介護常任委員会は副委員長を、老人福祉常任委員会は委員長を、療育医療衛生常任委員会は副委員長をそれぞれ決めていただきたいと思います。

開催場所につきましては、総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2会議室において、療育医療衛生常任委員会は認定審査会室において行いますので、移動をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時38分

○議長（大西徳三郎君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長がお手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので発表いたします。

総務介護常任委員会副委員長、鈴木浩之君。老人福祉常任委員会委員長、若原敏郎君。療育医療衛生常任委員会副委員長、村木俊文君。

以上のとおりです。



◎承認第1号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第14号より議案第24号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大西徳三郎君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてより、日程第19、議案第24号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第2回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早いもので、平成から令和に改元され、6カ月が経過いたしました。国では10月22日から31日にかけて、天皇陛下のご即位を国の内外に広く披露するための即位の礼が行われ、10月22日は、国民こそってお祝いをするため、今年に限り休日となり、皇居周辺で天皇皇后両陛下のパレードが予定されております。天皇陛下のご即位を謹んでお祝い申し上げたいと

思います。

さて、当広域連合が運営いたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、皆様の福祉向上と身近な広域行政機関として、その役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいります。議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

今回、本議会に提案し、ご審議をお願いする議案は、承認案件が1件、人事案件が1件、条例の制定、改正に関する案件が5件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計13件でございます。

それでは、ただいまより、今定例会への提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料の一部を軽減することとなったため、専決によりもとす広域連合介護保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに委員の選任をお願いするものです。候補者といたしましては、村木俊文議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第14号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法令の公布により、会計年度任用職員制度が創設されたことから、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第15号 もとす広域連合衛生施設整備基金条例についてでございます。

将来、衛生施設の更新費用に当該基金を充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

次に、議案第16号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和2年度の職員配置を鑑み、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例及びもとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、地方公

務員法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に関連し、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成30年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較3.0%増の5億383万3,253円、歳出が前年度比較7.4%増の4億6,989万7,907円、実質収支は3,393万5,346円の黒字となりました。

一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の幼児療育センター関係分及び休日急患診療所関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳出では、主なものとして、公共施設等総合管理計画策定業務、「もとす地域循環型社会形成推進地域計画」に基づいた、長寿命化総合計画策定支援業務や生活環境影響調査業務、また、休日急患診療所の屋根漏水修繕及び施設の光熱水費や燃料費の価格高騰などにより、3,224万793円の増となりました。

当広域連合といたしましても、引き続き、経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力いたす所存でございます。

次に、議案第20号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上、最大のウエイトを占める介護保険事業の平成30年度の決算額は、歳入が前年度比較3.2%増の77億3,819万6,178円、歳出が前年度比較3.3%増の73億4,332万8,319円、実質収支は3億9,486万7,859円の黒字となりました。

保険給付費は歳出の87.5%を占め、64億2,676万5,392円となり、前年度に比べて1.9%の増で、金額にして1億2,262万8,581円の増加となりました。

次に、地域支援事業費は歳出の4.8%を占め、3億5,155万650円となり、前年度に比べて4.5%の増で、金額にして1,513万826円の増加となりました。

介護保険は社会保障関係費という義務的経費であり、今後も高齢化の進展に伴い、増大していくものと考えております。

今後とも介護保険制度の堅持を前提として、組織市町との連携を強化して、高齢者をはじめ地域住民の皆様に介護保険制度への理解・啓発に、より一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取り組みの改善を図り、もって収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第21号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計

歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成30年度の決算額は、歳入が前年度比較1.5%減の9億7,253万4,845円、歳出が前年度比較0.3%減の8億8,848万7,915円、実質収支は8,404万6,930円の黒字となっておりますが、平成30年度は、設備の老朽化に伴う更新により、工事請負費が増となり、また介護職員処遇改善加算がⅠからⅡに変更となったことによる収入の減により、実質単年度収支はマイナスとなりました。

当老人福祉施設大和園は開園以来64年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ、公設公営ということからも、地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第22号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,083万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,153万4,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は平成30年度決算額が確定したことに伴い、繰越金1,083万4,000円を増額いたします。

次に、サービス事業収入では、10月1日より3歳児から5歳児までの個人利用料の無償化に伴い、対象となる個人利用料を公費で負担するように組替えております。

歳出は、総務費で人事異動に伴う人件費の所要額と財政調整基金への積み立てとして、1,122万3,000円を計上いたしました。

民生費及び衛生費については、人事異動や昇格等に伴う人件費の所要額を計上いたしました。

次に、議案第23号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,544万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億7,604万8,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減により、その軽減対象の保険料を国・県の負担を含めた負担金へ組替えております。

次に、平成30年度決算額が確定したことに伴い、繰越金3億486万7,000円を増額いたします。

歳出の主なものは、総務費では、人事異動等に伴う人件費や国保連合会負担金として495万9,000円を増額をいたします。

保険給付費につきましては、給付見込みにより、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費、それぞれ増減を行い、給付費全体としての増減はありません。

介護給付費準備基金への積立てとして、4,894万7,000円を増額いたします。

また、諸支出金として平成30年度事業費の精算によって生じる償還金として、2億1,154万2,000円を増額をいたします。

次に、議案第24号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ604万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,074万6,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は平成30年度決算額の確定に伴い、繰越金604万6,000円を増額いたします。

歳出の主なものは、民生費、サービス事業費で、人事異動に伴う人件費につきまして所要額を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君） ありがとうございます。

続きまして、一括議題中、議案第19号より議案第21号までの平成30年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、折戸俊行君。

○代表監査委員（折戸俊行君） 代表監査委員の折戸と申します。

監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、平成30年度もとす広域連合一般会計と2つの特別会計の合計3つの会計です。

審査は、8月29日に実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果とあわせて、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められました。

それでは、ご報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書5ページの3、実質収支をごらんください。

平成30年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額92億1,456万4,276円、歳出総額87億171万4,141円、差し引き5億1,285万135円の黒字となっております。翌年度へ繰り越す財源がゼロ円のため、そのまま実質収支額となっております。

6ページへお進みください。

この表は市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、平成30年度は、瑞穂市より6億2,431万4,000円、本巢市より5億9,979万4,000円、北方町より2億4,659万5,000円で、合計14億7,070万3,000円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況です。平成30年度末現在高は1億2,076万8,567円であります。平成30年度中の元金償還金は4,536万2,430円となりました。

8ページから9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は5億383万3,253円、歳出総額は4億6,989万7,907円で、差し引き3,393万5,346円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますので、ご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は9,938万6,136円、歳出総額は9,383万5,706円で、差し引き555万430円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億6,163万9,483円、歳出総額は1億4,799万2,201円で、差し引き1,364万7,282円の剰余金が生じました。

幼児療育センターにおいて、発達支援が必要な乳幼児に対する相談、療育指導が実施されておりますが、幼児療育に対して社会や保護者等の関心が年々高まっている中、人件費の抑制に配慮しつつ、これからもよりよい療育指導が実施されることを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め適正に処理されていると認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は2億4,280万7,634円、歳出総額は2億2,807万円で、差し引き1,473万7,634円の剰余金が生じました。

西棟が昭和58年、東棟が平成2年の施設であることから、老朽化対策として、平成29年度に策定した「もとす地域循環型社会形成推進地域計画」を進める中、経常的な設備の予防保全として、維持補修工事費7,881万6,240円となりました。引き続き、施設の安全な管理等に留意して運営されることを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は77億3,819万6,178円、歳出総額は73億4,332万8,319円で、差し引き3億9,486万7,859円の剰余金が生じました。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度であります。歳入は前年度に比べ、2億3,974万9,913円の増となりました。

内訳としまして、介護保険料については、第1号被保険者数が2万5,554人から2万6,070人へと約500人増加し、保険料基準額の改正などにより、介護保険料が1億5,297万7,600円の増となりました。

また、市町負担金が2,771万8,480円の増、国庫支出金が1,409万8,234円の減、支払基金交付金が3,232万4,847円の減、県支出金が124万6,874円の減となりました。

歳出は、前年度に比べ2億3,662万6,967円の増となりました。

主な要因としては、保険給付費が1億2,262万8,581円の増となりました。居宅介護サービス給付費が5,304万5,083円の増のほか、介護予防サービス給付費が2,119万7円の増、地域密着型介護予防サービス給付費が533万3,447円の増となりまして、予防事業が大きく伸びました。

また、諸支出金が1億3,521万260円の増となりましたが、これは過年度の国及び県の介護給付負担金の額が確定したことによる返還金が大きかったことによります。

なお、保険料の滞納繰越分普通徴収保険料について、収入済額923万9,250円、不納欠損額は1,310万7,800円となり、徴収率は13.24%から18.47%へ上昇し、数字の上では改善の状況がうかがえます。

しかし、滞納繰越分の収入未済額は2,767万4,100円で、微増ではあるものの前年度より約77万8,000円増加しており、これ以上状況を悪化させないよう、今後も引き続き、滞納者の動向を調査するとともに、保険料納付の公平性を保つための滞納処分など、構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、不能欠損額及び収入未済額の減少に一層の努力をしていただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は9億7,253万4,845円、歳出総額は8億8,848万7,915円で、差し引き8,404万6,930円の剰余金が生じました。

しかし、歳入歳出差引額から繰越金、繰入金及び積立金を除いた実質的な事業収支差額につきましては、約1,130万円の赤字となっております。

老人福祉施設特別会計は、平成25年度から平成27年度の3年間実質単年度収支がマイナスとなり、赤字経営となりました。平成28年度からは経営改善により、平成28年度と平成29年度の実質単年度収支はプラスで黒字経営になりましたが、平成30年度は、ろ過装置取りかえ工事や外壁

タイル張りかえ工事等の大きな工事があったため、実質単年度収支はマイナスとなっております。

歳入につきましては、老人保護措置費は前年度に比べ約648万円の減収となりました。また、介護保険における各サービスの事業収入については、通所介護事業で688万円の増、施設介護事業で約347万円の増、居宅介護サービス計画事業で約380万円の増であった一方、認知症通所介護事業で約697万円の減、短期入所生活介護事業で約369万円の減、認知症短期入所生活介護事業で約363万円の減となり、全体としては前年度に対し、約14万円の減となりました。

歳出につきましては、人件費等が946万3,195円の増、施設の老朽化に伴う更新により工事請負費が2,348万2,440円の増となりましたが、財政調整基金積立金が前年度に対して3,001万8,947円の減になったため、全体としては306万7,391円の減となりました。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、サービス事業収入の個人利用料の一部について滞納が見受けられました。滞納については、断固たる態度をもって徴収するとともに、新たな滞納が生じないための対策が講じられることを強く望みます。全体の収支状況については、投資的経費の増大により平成30年度は赤字となりましたが、黒字経営となるよう、より一層収支の改善に努められることを強く望むものであります。

以上、決算審査の概要について報告させていただきましたが、この内容は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君） ありがとうございました。

以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより、全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いいたします。

ここで10分ほど休憩をとります。

10時15分から再開します。10時15分から全員協議会を再開をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前11時08分

○議長（大西徳三郎君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

承認第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 全員起立です。着席をお願いします。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。起立全員であります。

よって、議案第13号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

村木俊文議員に対しては、本議案の議決結果について文書にて告知いたします。

議案第14号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第15号 もとす広域連合衛生施設整備基金条例についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、療育医療衛生常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会に付託いたします。

議案第16号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例及びもとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第18号 もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、療育医療衛生常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会に付託します。

議案第19号 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第19号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第19号については、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、

委員会への付託は省略することとしましたが、10月11日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第20号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第21号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第22号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第22号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第22号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため、委員会への付託は省略することに決定しましたが、10月11日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第23号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第24号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

10月11日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いをいたします。

なお、10月23日は午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時20分

令和元年第2回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和元年10月23日（水曜日）午前9時00分開議

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 14号 | もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について               |
| 日程第 2  | 議案第 15号 | もとす広域連合衛生施設整備基金条例について                                 |
| 日程第 3  | 議案第 16号 | もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 4  | 議案第 17号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例及びもとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5  | 議案第 18号 | もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第 6  | 議案第 19号 | 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 7  | 議案第 20号 | 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第 8  | 議案第 21号 | 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第 9  | 議案第 22号 | 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について                         |
| 日程第 10 | 議案第 23号 | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について                     |
| 日程第 11 | 議案第 24号 | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について                   |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- |     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 松野貴志  | 2番  | 今木啓一郎   |
| 3番  | 北倉利治  | 4番  | 広瀬武雄    |
| 5番  | 若園五朗  | 6番  | くまがいさちこ |
| 7番  | 松野藤四郎 | 9番  | 寺町茂     |
| 10番 | 村瀬明義  | 11番 | 若原敏郎    |
| 12番 | 大西徳三郎 | 13番 | 村木俊文    |

14番 鈴木浩之

15番 井野勝巳

欠席議員（1名）

8番 今枝和子

説明のため出席した者

|               |         |               |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 連 合 長         | 藤 原 勉   | 副 連 合 長       | 戸 部 哲 哉 |
| 副 連 合 長       | 森 和 之   | 事 務 局 長       | 伊 藤 巧   |
| 総 務 課 長       | 青 木 竜 治 | 介 護 保 険 課 長   | 佐 藤 之 則 |
| 会 計 管 理 者     | 宇 野 清 隆 | 老 人 福 祉 施 設 長 | 神 谷 義 幸 |
| 療 育 医 療 施 設 長 | 國 井 弘 光 | 大 和 園 長       |         |

職務のため出席した職員

|       |         |     |           |
|-------|---------|-----|-----------|
| 書 記 長 | 古 澤 秀 樹 | 書 記 | 棚 橋 美 佳 子 |
| 書 記   | 安 藤 里 恵 |     |           |

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、日本にとって非常にうれしかった日であったと思います。即位の礼の儀が行われまして、天皇陛下から国民の幸せを願い、世界の平和を願うとか、また国民に寄り添いながらというようなお言葉がありまして、それを聞いていると、大方の日本人は日本に生まれてよかったなど、そんなふうにした1日だったかなと思います。

また、開会に先立ちまして、このたびの台風19号における被害により、多くの尊い命が失われ、多方面に甚大な被害をもたらされたことは、まことに痛恨の念にたえません。つきましては、犠牲となられました方のご冥福をお祈りし、1分の黙とうをささげたいと思います。恐縮ですけれども、ご起立をお願いをいたします。

〔全員起立〕

○議長（大西徳三郎君） それでは、黙とう始め。

〔1分間の黙とう〕

○議長（大西徳三郎君） ありがとうございます。黙とうを終わります。ご着席ください。

被災された方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

なお、欠席届を出されている議員は8番、今枝和子議員であります。それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付の通りです。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、議案第14号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

議案第14号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第14号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

総務介護常任委員会は、10月11日の午前8時58分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催されました。委員5名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第14号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料に基づきまして補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、会計年度任用職員の任用について、現に週38時間45分のフルタイムで働いている非常勤職員もいる中で、今後は全てパートタイムで任用するとの説明だが、今後もずっとフルタイムの任用はないということなのか、また、その理由は何かとの質疑があり、今後も全てパートタイムで任用する予定で、パートタイムのみの任用でも、今までどおりの業務の遂行が可能となるよう仕事の割り振りをするとの答弁がありました。

次に、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務について、週38時間45分を超えないと報酬の割り増しがないとの説明だが、常勤職員と比べて不利益とならないかとの質疑があり、時間外報酬の取り扱いについては、常勤職員と同じであり、また時間外勤務だけでなく、休日勤務や夜間勤務にかかわる報酬についても規定しており、常勤職員と比べて不利益とならないようにしているとの答弁がありました。

次に、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、岐阜県の最低賃金を上回る時間単価で支払われるのか、また、今までどおりの年収が保障されるのかについての質疑があり、岐阜県の最低賃金851円を上回る時間単価で報酬を設定し、現在の年収を下回らないようにする予定であるとの答弁がありました。

そのほか、質疑及び討論につきましては、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

よって、これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第14号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第14号 もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例については可決されました。



### ◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第2、議案第15号 もとす広域連合衛生施設整備基金条例についてを議題といたします。

議案第15号については、療育医療衛生委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第15号について、療育医療衛生常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月17日午前8時57分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第15号につきまして、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、概算で施設更新の総事業費46億2,000万円のうち、約4億円分を一般財源で賄うため、その4億円分を目標額として設定し、令和2年度から基金の積み立てをする予定になっているが、その積み立てた基金は、誰が判断してどのように運用するのか、金融機関に預ける場合や有価証券を購入する場合があると思うが、有価証券については、利益を生む場合もあれば損失が発生する場合もあり危険であるとの質疑があり、基金の運用方法については、会計管理者を中心に組織全体として検討し判断することになるとの答弁がありました。

次に、基金を毎年積み立てることについて、基金の運用による収支の結

果等によっては、毎年の積み立て額に増減はあるのかとの質疑があり、約4億円を目標額とするが、今後の定期的な構造物の診断結果から、より明確となる施設の更新時期や組織市町の財政状況を踏まえながら、毎年の積み立て額を積算し、予算請求すべきであると考えているとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第15号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第15号 もとす広域連合衛生施設整備基金条例については可決されました。



◎議案第16号より議案第17号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、議案第16号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてより、日程第4、議案第17号 もとす広域連合職員の給与に関する条例及びもとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第16号及び議案第17号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過並びに結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

初めに、議案第16号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づきまして補足説明を受けました。その後、質疑に入り、2名の定数増が必要となった具体的な理由についての質疑があり、今まで療育医療施設長と衛生施設長との管理職2名は、各市町から推選された者を嘱託職員として採用しており、職員定数の中には含んでいなかったが、来年度から会計年度任用職員制度が導入されることにより、管理職を会計年度任用職員とすることができず、常勤職員としなければならなくなったため、職員定数を2名増やすものであるとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論につきましては、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第17号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づいての補足説明を受けた後、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、まず、議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 議案第16号ですけれども、職員の2名増員でということは、療育あるいは衛生の施設長が職員ということになるんですが、その方たちの報酬と言いますか、給料というのは、どこのランクになるんでしょうか。

今までの二十何万という給料は当てはまるのか、それを確認したいと思います。

○議長（大西徳三郎君） 広瀬委員長。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの松野藤四郎議員の質問に対してお答えいたしますが、給与につきましては、この16号審議の中では、一切審議されませんでした。いわゆる常勤職員とか非常勤職員とか嘱託職員等々のことについてのみ審議されましたので、ただいまの質問につきましては、お答えをさせていただくことができませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大西徳三郎君） 松野君、よろしいですか。

○7番（松野藤四郎君） 委員会の中でそういうお話がなかったということですか。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　そうですね。はい。
- 議長（大西徳三郎君）　ありがとうございます。委員長、退席してください。
- そのほか、質疑ありませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。
- よって、質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。
- 議案第16号に対し、まず反対討論はありませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。
- よって、討論を終結いたします。
- これより採決をいたします。
- 委員長報告によりますと、議案第16号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。
- 起立全員であります。
- よって、議案第16号　もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例については可決されました。
- 続きまして、議案第17号についての委員長報告に対する質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。
- よって、質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。
- 議案第17号に対し、まず反対討論はありませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。
- よって、討論を終結いたします。
- これより採決いたします。
- 委員長報告によりますと、議案第17号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。
- 起立全員であります。
- よって、議案第17号　もとす広域連合職員の給与に関する条例及びも

とす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第5、議案第18号 もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号については、療育医療衛生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） ただいま議題となりました議案第18号について、療育医療衛生常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第18号につきまして、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論につきましては、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、議案第18号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第18号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第18号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第18号 もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例については可決されました。



**◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（大西徳三郎君） 日程第6、議案第19号 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいま議題となりました議案第19号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告申し上げます。

議案第19号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、平成30年度歳入歳出決算事業報告書の5ページの職員給与等の状況について、給与体系はどうなっているか、また、例えば中途採用の職員について、前の職歴が加算されているかなど、給与管理が適切になされているかとの質疑があり、当広域連合は特別地方公共団体となるため、職員の給与体系は市町と同様であり、職員採用時には、学歴や前の職歴等を確認の上、条例等に照らし合わせて初任給を決定し、適切に給与を管理しているとの答弁がありました。

そのほかの質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） ただいま議題となりました議案第19号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第19号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、幼児療育センターについて、瑞穂市の利用者数が前年度に比べて830人程度減っているとの説明であったが、その理由は何かとの質疑があり、瑞穂市内の保育所において、未満児の受入れ態勢が整ってきていることや、重い障害があるお子様については、より専門的な医療型の児童発達支援事業所に通われるケースが増えてきていることによる

ものと考えているとの答弁がありました。

次に、休日急患診療所における今年度のインフルエンザの診察状況と予防接種の状況について質疑があり、1カ月ほど前から、インフルエンザが疑われる患者について、診療日ごとに3人から5人程度検査を実施しているが、陽性となったケースはなく、今のところ管内において流行の兆しは見られない。また、インフルエンザの予防接種については、一般の医療機関にて接種されるため、当休日急患診療所で接種される方は見えないとの答弁がありました。

次に、衛生施設における災害時の非常電源の確保について質疑があり、各市町による災害廃棄物処理計画などから、災害時に発生する避難所からのし尿収集量は、1日27キロリットル程度と想定している。当施設は、停電時に対応するための発電機は設置していないが、電力の供給がない場合でも、空いている水槽の容量からして約5日程度は受け入れが可能である。それ以降も停電が続く場合は、広域処理協定により、受け入れが可能なし尿処理施設に対し、応援を要請することを考えているとの答弁がありました。

そのほかの質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第19号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第19号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第19号 平成30年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第7、議案第20号 平成30年度もとす広域  
連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありま  
したので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりまし  
た議案第20号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結  
果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第20号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書に  
より介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けまし  
た。

その後、質疑に入り、平成30年度歳入歳出決算事業報告書について、  
介護サービス等諸費が約59億円もの多くの支出がなされているが、国や  
県から補助金をもらう上で支出のチェック体制はどうなっているのか、ま  
た、国や県からの補助金の監査の状況はどうなっているかとの質疑があり、  
支出のチェック体制については、各サービス事業者から請求される流れの  
中で、国民健康保険連合会を経由しているが、そこで報酬単価等をチェッ  
クしている。なお、疑義が生じた場合は、当広域連合に連絡が入り、確認  
するという連携体制をとっている。また、国や県の補助事業については、  
ルールに基づき請求及び決算確定の実績報告をし、不用額は返還している。  
なお、現在までは国や県が当広域連合に対し、監査を行った実績はないと  
の答弁がありました。

次に、滞納整理を効果的に行うために、どのような対策を講じているの  
かとの質疑があり、滞納整理については組織市町と役割を分担しており、  
年2回、当広域連合から滞納者へ催告書を送付し、その後の徴収は組織市  
町にお願いしている。また、前年度の決算状況を踏まえ、滞納を増やさな  
いように年度初めに組織市町と収納対策を協議している。その他、介護保  
険を納める習慣がない65歳到達者については、あらかじめお知らせを広  
域連合より送付しているとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決  
の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第20号についての委員長報告に対する質疑  
を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第20号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第20号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第20号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第20号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。



#### ◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第8、議案第21号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第21号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第21号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

老人福祉常任委員会は、10月16日午前8時55分より本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室において開催しました。委員4名が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第21号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、平成30年度歳入決算について老人保護措置費負担金が前年度に対して約647万円の減額となったことの説明があったが、その理由は何かとの質疑があり、養護老人ホームの入所者数に応じた負担金が各市町から入ってくるが、平成29年度の40名から平成30年度の33名

へと7名減になったことに伴い、負担金も減となったことによるものであるとの答弁がありました。

次に、非常用発電機の修繕工事について、先般の千葉県のみ台風被害等のこともあり、非常用電源を確保することは重要であるため、今後、整備予定等について確認したいとの質疑があり、当該修繕工事は、火災用スプリンクラー用電源の修繕費として324万円を支出したものであるが、災害時の電源については、現有設備の更新も含め、計画的に整備する必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、介護サービス事業に係る職員増の理由について質問があり、養護老人ホームの入所者数40名が33名に減ったため、そこに配置していた職員を介護サービス事業のほうへ配置換えをしたことによるものであり、職員総数は変わっていないとの答弁がありました。

次に、歳入歳出決算事業報告書52ページの地方債借入状況の償還状況の詳細について質問があり、平成11年度に借入れした養護老人ホーム改築事業の4億5,400万円と平成16年度に借入れした認知症高齢者向け施設建設事業の※6,000万円について償還を進めた結果、平成30年度末において、約6,300万円の残高となっており、うち平成11年度に借り入れた養護老人ホーム改築事業分については、本年度中に償還を終える予定であるとの答弁がありました。その他、大和園について合併処理浄化槽の今後の維持費を考えると、下水への切替えも検討してはどうかとの意見があり、今後のことについては検討させていただきたいとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

失礼しました。※※今の報告の中で、認知症高齢者向け施設建設事業を6,000万円と言いましたが、9,000万円の私の言い間違いであります。失礼しました。訂正をお願いします。

○議長（大西徳三郎君） 議案第21号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第21号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第21号に対する委員会での審査結果は

※後刻訂正発言あり ※※訂正発言

認定です。議案第21号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第21号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



### ◎議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第9、議案第22号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案22号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第22号につきまして、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第22号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） ただいま議題となりました議案第22号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第22号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第22号についての協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第22号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第22号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第10、議案第23号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第23号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第23号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第23号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第23号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第23号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第23号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第23号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、可決されました。



#### ◎議案第24号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第11、議案第24号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第24号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第24号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第24号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、今回の補正については利用者の状況に応じ、人事異動がなされたことによるものと承知しているが、次年度の人事について、どのような見通しを持っているかとの質疑があり、パート職員が高齢化しており、また他の事業所へ流出する職員もいる中で、非常に人材の確保に苦慮している、募集をかけてもなかなか応募がないという状況なので、今後もハローワークと連携したり、チラシを入れたり、学校訪問したりと積極的に人材の確保を図っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 議案第24号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第24号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第24号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第24号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和元年度第2回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。

ここで、広域連合長から挨拶があります。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、広域連合議会14日間にわたりまして慎重審議していただきありがとうございました。また、提案させていただきました議案全て可決とさせていただき、本当に心より御礼を申し上げます。

これからまた、季節のほうも寒くなってまいります。これからも体調の管理をしっかりとさせていただきまして、また今後とも広域連合の発展のために、また皆様方のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。閉会になりましたの御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君） それでは、以上で終わります。  
皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年10月23日

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員

3 番 北 倉 利 治

9 番 寺 町 茂